

部局横断的な歯科口腔保健施策 について

厚生労働省 医政局歯科保健課
歯科口腔保健推進室 奥田章子

歯科口腔保健の推進に関する法律と基本的事項について

歯科口腔保健の推進に関する法律の概要（平成23年8月10日公布・施行）

目的（第1条関係）

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効
- 国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念（第2条関係）

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務（第3～6条関係）

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、各々の責務を規定

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条関係）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

基本的事項の策定等（第12,13条関係）

財政上の措置等（第14条関係）

口腔保健支援センター（第15条関係）

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の概要（平成24年7月23日厚生労働大臣告示）

【趣旨】

・歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として本基本的事項を策定

【位置づけ等】

- ・健康日本21(第2次)等と調和を保ち策定
- ・平成29年度：中間評価
- ・平成34年度：最終評価

基本方針、目標等

- ① 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- ② 歯科疾患の予防
- ③ 口腔機能の維持・向上
- ④ 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

※②～⑤について、各々の目標・計画を達成すること等により①の実現を目指す。

都道府県、市町村の基本的事項策定

・都道府県及び市町村は、本基本的事項を勘案し、地域の実情に応じた基本的事項を定めるよう努める。

調査、研究に関する基本的事項

・調査の実施及び活用 ・研究の推進

その他の重要事項

・正しい知識の普及 ・人材確保、資質向上
・連携及び協力

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項における目標一覧

1. 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小の実現

2. 歯科疾患の予防

①乳幼児期

具体的指標	現状値→目標値
・3歳児でう蝕のない者の増加	・77.1%→90%

②学齢期 (高等学校を含む)

具体的指標	現状値→目標値
・12歳児でう蝕のない者の増加	・54.6%→65%
・中高生で歯肉に炎症所見を有する者の減少	・25.1%→20%

③成人期 (妊産婦を含む)

具体的指標	現状値→目標値
○20歳代で歯肉に炎症所見を有する者の減少	・31.7%→25%
○40歳代で進行した歯周炎を有する者の減少	・37.3%→25%
・40歳の未処置歯を有する者の減少	・40.3%→10%
○40歳で喪失歯のない者の増加	・54.1%→75%

④高齢期

具体的指標	現状値→目標値
・60歳で未処置歯を有する者の減少	・37.6%→10%
○60歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	・54.7%→45%
○60歳で24歯以上を持つ者の増加	・60.2%→70%
○80歳で20歯以上を持つ者の増加	・25.0%→50%

3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

具体的指標	現状値→目標値
・3歳児で不正咬合等が認められる者の減少	・12.3%→10%

具体的指標	現状値→目標値
○60歳代の咀嚼良好者の増加	・73.4%→80%

4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者

具体的指標	現状値→目標値
(1) 障害者 ・障害(児)者入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	・66.9%→90%
(2) 要介護高齢者 ・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	・19.2%→50%

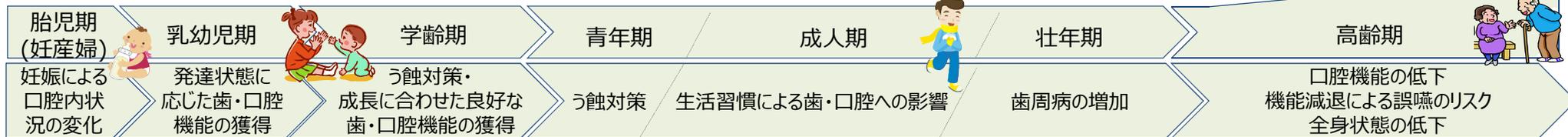
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

具体的指標	現状値→目標値
-------	---------

○過去1年間に歯科検診を受診した者の増加	・34.1%→65%
○3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	・6都道府県→23都道府県
○12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	・7都道府県→28都道府県
・歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	・26都道府県→36都道府県

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小のための部局横断的・戦略的連携施策を実施

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、**口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策を展開**する。
- 関連部局に対し、すべての国民の生涯を通じ口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から、歯科疾患実態調査や歯科保健サービスの効果実証事業によって得たデータを元に、技術的助言・支援を行うとともに、主体的に国民や地方公共団体に対し歯科口腔保健の推進を行う。



雇用均等・児童家庭局	文部科学省	内閣府	健康局	労働基準局	保険局	老健局
・母子保健法 ・乳幼児歯科健診	・学校保健安全法 ・学校歯科健診	・食育基本法	・健康増進法、地域保健法 ・歯周疾患検診	・労働安全衛生法 ・特殊健康診断	・健康保険法・国民健康保険法・高齢者医療確保法 ・後期高齢者歯科健診事業	・介護保険法

緊密な連携・技術的助言及び支援→司令塔的な機能として各施策に横断的に関与

歯科口腔保健推進室

8020運動・口腔保健推進事業（地方公共団体への財政支援）

3.3億円（H27：2.5億円）

- ・8020運動推進：歯科口腔保健の推進に係る住民サービスを担う人材に対する研修等の実施
- ・口腔保健支援センター設置推進：全都道府県への設置を目指し、歯科専門職の配置を強化
- ・口腔保健の推進に資するために必要となる事業：障害者等の歯科医療提供困難者への歯科保健医療サービスの充実 等

歯科保健サービスの効果実証事業（口腔と全身の関連が指摘されている事項等の検証・関係部局との連携）

0.7億円（H27:0.5億円）

- ・口腔ケアと誤嚥性肺炎の関係＜老健局＞
- ・口腔機能と認知症の関係＜老健局＞
- ・後期高齢者歯科健診の分析＜保険局＞
- ・糖尿病など生活習慣病と歯周病の関係＜保険局＞

歯科疾患実態調査・住民（国民）対話や地方公共団体との意見交換

0.3億円（新規）

国民の歯科口腔に関する現状を把握するとともに、住民（国民）の声を聞き、施策に反映・歯科保健医療に関する知識の普及啓発

歯科保健サービスの効果実証事業について

事業背景と目的

平成28年度予算：69百万円（平成27年度予算：52百万円）

- 日本再興戦略や健康・医療戦略等を踏まえ、2025年に向け、健康増進・予防サービスの充実等により、国民の医療・介護需要の増大をできる限り抑えつつ「国民の健康寿命が延伸する社会」を目指す。
- 近年、口腔の健康を維持増進することが糖尿病や誤嚥性肺炎等の全身疾患の予防にも寄与するとの知見が蓄積されてきており、予防を推進し健康を維持するためには全身と口腔の健康を保つことが重要であると認識されつつある。
- そこで、本事業では、他部局と連携しながら、生活習慣病や誤嚥性肺炎等、特定の疾患のリスクを有する者に対して歯科保健サービスを実施し、重症化予防や疾病予防のための効果的なスクリーニング・歯科保健指導の実施方法について検証する。

検証事業（保険局連携事業の例）

委託事業者は企画競争入札により決定（事業はH26年～H28年の3カ年を想定）

1. 生活習慣病の発症予防に係る歯科保健サービスの効果検証

成人（40～74歳）を対象

生活習慣病リスクと口腔の関係性の検証を行うため、特定保健指導対象者に対して歯科保健指導を実施することによる生活習慣病リスクの低減効果等を評価する。

2. 誤嚥性肺炎予防に係る歯科保健サービスの効果検証

要介護者を対象

施設に入所する中重度の要介護者における全身と口腔の関係性の検証を行うため、通常の口腔衛生指導に加え口腔機能指導プログラムによる歯科保健指導を実施することによる疾病予防効果等を評価する。

3. 後期高齢者に対する歯科保健サービスの効果検証

後期高齢者（75歳以上）を対象

後期高齢者への歯科保健サービスの効果を検証するため、後期高齢者の歯科健診データを分析するとともに、歯科健診後の歯科保健指導介入の効果について評価を行う。
また、後期高齢者に対して先進的に歯科健診を行っている地域の情報を収集し、より効果的な事業実施の方策を示すこととする。

効果的な歯科保健サービスの
実施方法の提示

国民の健康寿命が
延伸する社会へ

新規検証事業〈部局横断的連携施策〉

高齢者の口腔機能管理による認知症の重症化予防等を検証〈老健局〉



歯科疾患実態調査について

平成28年度予算：28百万円（新規）

○ 背景と目的

- ・歯科疾患実態調査は昭和32年から6年毎に実施されており、前回は平成23年度に実施されたが、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成24年厚生労働省告示第438号）において、今後の調査期間を5年毎にする旨記載されているため、実施周期を5年に変更し、次回調査を平成28年度に実施するものである。
- ・本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や健康日本21等の各基本計画の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

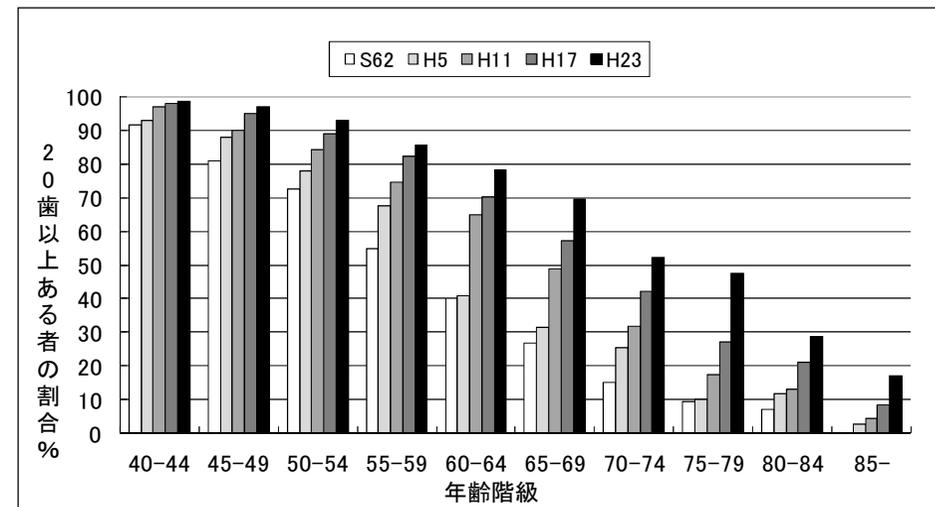
○ 客体・抽出方法

国民健康・栄養調査において設定される地区から、無作為に抽出した150地区内の満1歳以上の世帯員を報告者とする。
(150地区内の満1歳以上の世帯員総数は約19,000人)

※平成28年度国民健康・栄養調査は大規模調査を予定しているため、同調査の客体からさらに再抽出を行う。

○ 報告を求める事項

- 1) 性別
- 2) 生年月日
- 3) 歯や口の状態
- 4) 歯をみがく頻度
- 5) 歯や口の清掃状況
- 6) フッ化物応用の経験の有無
- 7) 顎関節の異常
- 8) 歯の状況
- 9) 補綴の状況
- 10) 歯肉の状況
- 11) 歯列・咬合の状況



※8020者（80歳で20本以上の歯を有している者）の割合と年次推移について（調査結果より）

平成26年度予算

8020運動推進特別事業金

(統合補助金 15,100百万円の内数)

- う蝕予防のためのフッ化物洗口、フッ化物塗布、予防填塞、歯周病予防のための口腔清掃指導等、歯科疾患予防
- 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検診体制の整備
- 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職に対する研修
- ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研修
- 要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、8020運動と医療費の関係者に係る調査研究
- 地域における食育推進
- その他各都道府県の実情を踏まえ課題を解決させるために必要となる事業

口腔保健推進事業 (106百万円)

- 口腔保健支援センター設置推進事業
口腔保健支援センターとして、歯科口腔保健法第7～11条に規定される施策を実施するための行政機能に対して運営に必要な経費
- 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
障害者・高齢者施設の入所者に対する定期的な歯科検診や施設職員に対する指導等の運営に必要な経費
- 障害者等歯科医療技術者養成事業
障害者等に対する歯科医療を実施している医療機関において、当該受診者の状態に応じた知識・技術を有する歯科医師・歯科衛生士を育成するための実習等の運営に必要な経費
- 医科・歯科連携等調査実証事業
医科・歯科連携のための地域の協議会や連携の安全性や効果等を普及させるための取組の運営に必要な経費

平成27年度予算

8020運動・口腔保健推進事業

(251百万円) 統合補助金から単独補助事業へ

1. 8020運動推進特別事業 (100百万円)

補助対象：都道府県
補助率：定額

- 1) 8020運動推進特別事業検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動に資するために必要となる事業
 - ア 研修事業
 - イ 歯科専門職種の確保に関する事業
 - ウ 食育推進に関する事業
 - エ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 口腔保健推進事業 (151百万円)

補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区
補助率：1/2

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科疾患予防事業
 - イ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
 - ウ 障害者等歯科医療技術者養成事業
 - エ 調査研究事業
 - オ 医科・歯科連携等調査実証事業

平成28年度予算

8020運動・口腔保健推進事業

(328百万円) 統合補助金から単独補助事業へ

1. 8020運動推進特別事業 (100百万円)

補助対象：都道府県
補助率：定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 口腔保健推進事業 (227百万円)

補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区
補助率：1/2

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ① 歯科疾患予防・口腔機能維持向上事業
 - ①-1 歯科疾患予防事業
 - ①-2 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - ② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者養成事業
 - ②-1 歯科保健医療推進事業
 - ②-2 歯科医療技術者養成事業
 - ③ 調査研究事業
 - ③-1 歯科口腔保健調査研究事業
 - ③-2 多職種連携等調査研究事業

口腔保健支援センターとは

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年公布・施行）に規定する口腔保健支援センター

- 都道府県、保健所を設置する市、特別区が設置することが可能
- 情報の提供、研修の実施等を行う機関
- 具体的には下記の事業を実施。
 - ・ 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等（法第7条）
 - ・ 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等（法第8条）
 - ・ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等（法第9条）
 - ・ 歯科疾患の予防のための措置等（法第10条）
 - ・ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等（法第11条）

口腔保健支援センター設置推進事業の実施要綱に規定する事業内容

- 都道府県、政令市及び特別区において口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織（機能）。
- 歯科医師2名（1名は歯科衛生士でも可）以上配置

参照条文（「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年公布・施行）」より）

（口腔保健支援センター）

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

平成28年度歯科口腔保健に関する調査（速報）

概要

平成28年度4月1日現在の各地方公共団体における歯科口腔保健に関する条例の策定状況や基本的事項の策定状況、口腔保健支援センターの設置状況等について、各地方公共団体の歯科保健担当者を通じて調査。

回収率

	都道府県	保健所設置市・特別区	合計
回答数	47	95	142
対象数	47	95	142
回収率	100.0%	100.0%	100.0%

結果概要

- 歯科口腔保健に係る条例の策定状況について
都道府県については、43道府県において策定していた。
特別区・保健所設置市については、16市・区（昨年度：14）において策定していた。
特別区・保健所設置市の約7割は、「策定しておらず、今後も策定する予定はない」との回答だった。
- 歯科口腔保健の基本的事項の策定状況について
都道府県については、歯科単独で38都道府県において策定していた。
特別区・保健所設置市については、歯科単独は19市・区（昨年度：17）にとどまるものの、健康増進計画内に策定している区・市は66（昨年度：64）にのぼった。
- 口腔保健支援センターの設置状況について
都道府県については、26道府県（昨年度：21）において設置していた。また、設置予定の県は0県であった。
特別区・保健所設置市については、12市において設置していた。また設置予定の区・市は3市にとどまった。
なお、設置予定なしと回答した自治体は77（昨年度：59）にのぼり、その理由として、県の健康増進課が情報提供や研修会等を実施しているため、組織内での定数枠や予算確保の問題のため 等が挙げられた。

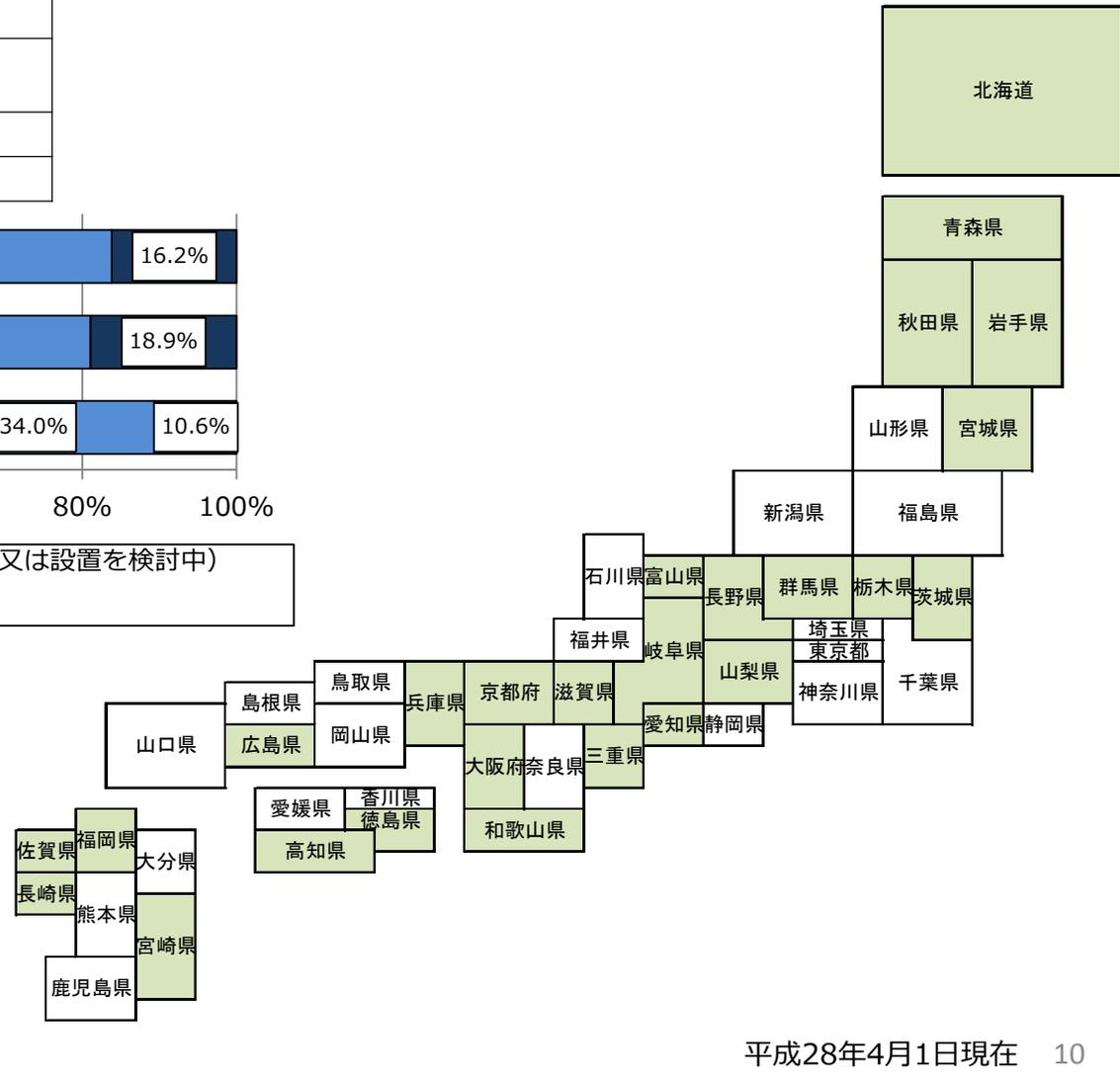
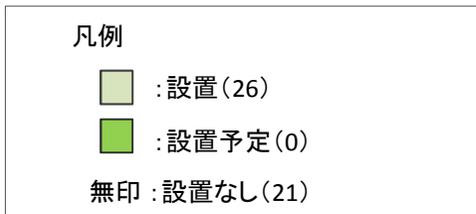
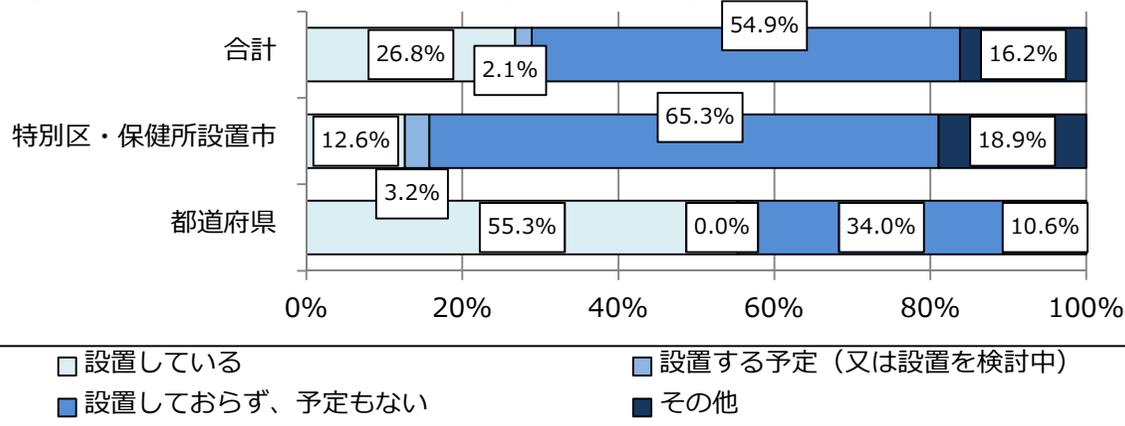
口腔保健支援センターの設置状況

○「口腔保健支援センター」の設置状況

		都道府県	保健所設置市・特別区
設置している		26	12
設置していない		21	83
内訳	設置する予定（又は設置を検討中）	0	3
	設置しておらず、予定もない	16	62
	その他	5	18

○参考：口腔保健支援センターを設置している保健所設置市・特別区一覧

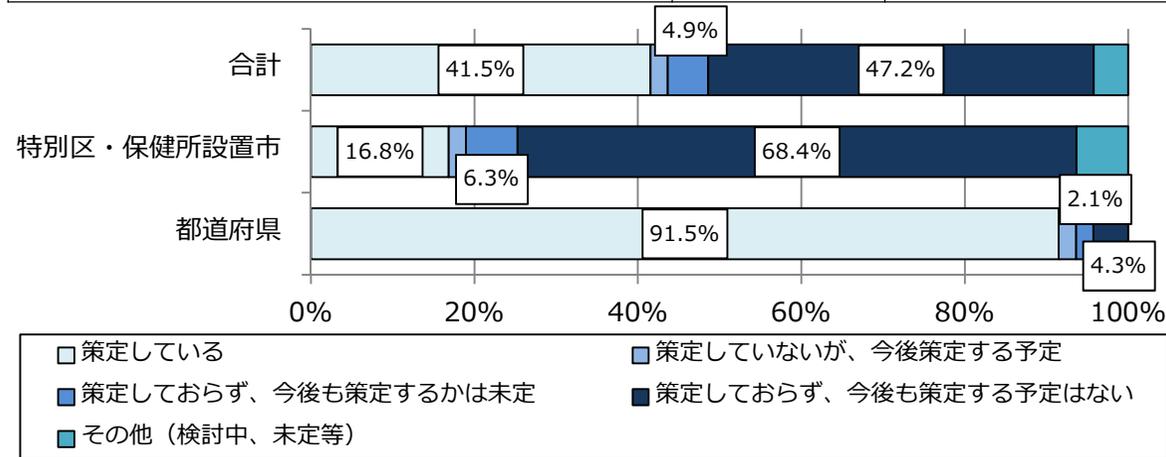
新潟市	名古屋市	京都市	岡山市	北九州市	福岡市
岐阜市	豊田市	枚方市	高知市	長崎市	宮崎市



歯科口腔保健に関する条例の策定状況

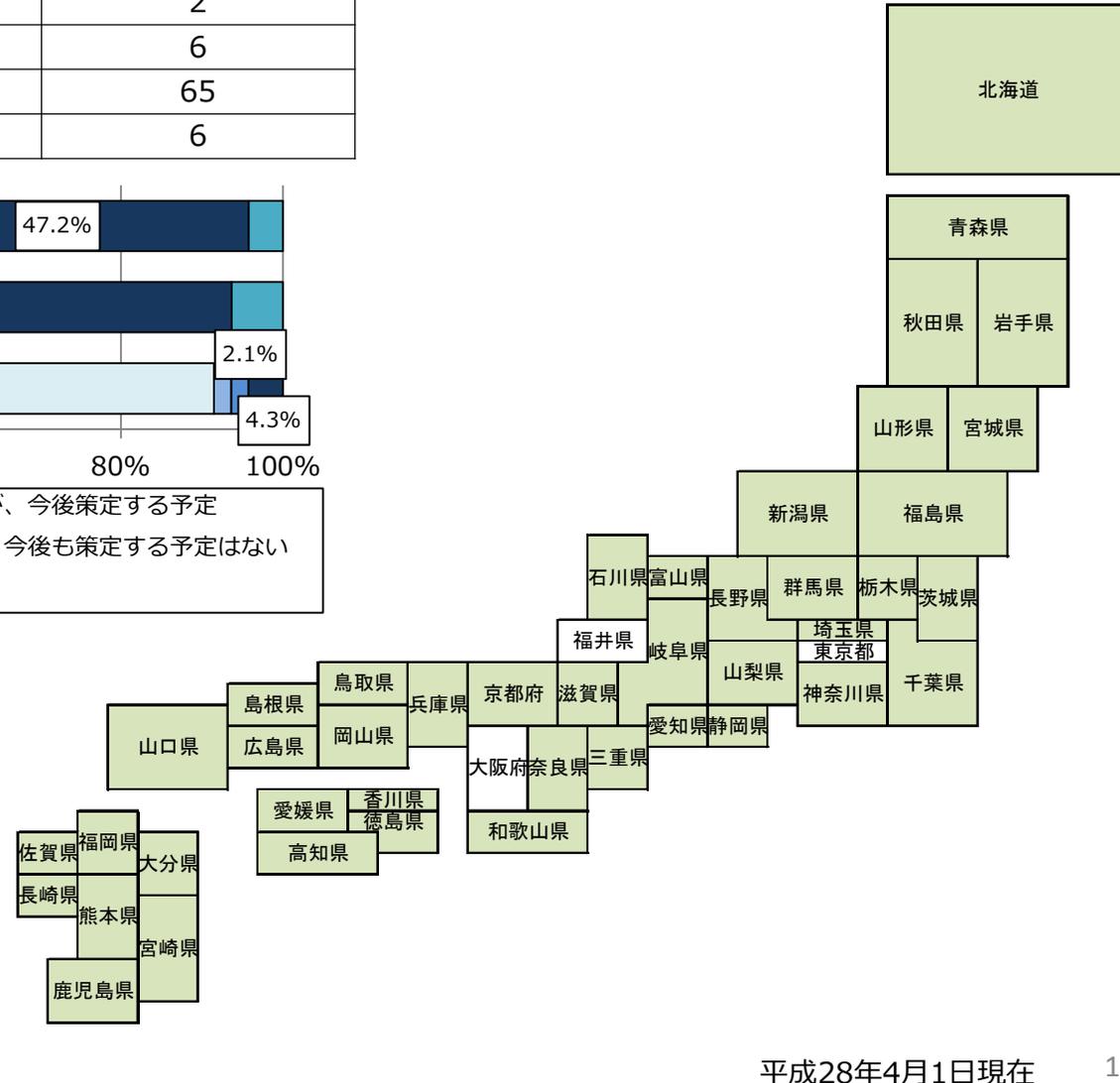
○歯科口腔保健などに関する条例の策定状況

	都道府県	保健所設置市・特別区
策定している	43	16
策定していないが、今後策定する予定	1	2
策定しておらず、今後策定するかは未定	1	6
策定しておらず、今後も策定する予定はない	2	65
その他（検討中、未定等）	0	6



凡例（実数）
 : 条例制定(43)
 無印 : 制定なし(4)

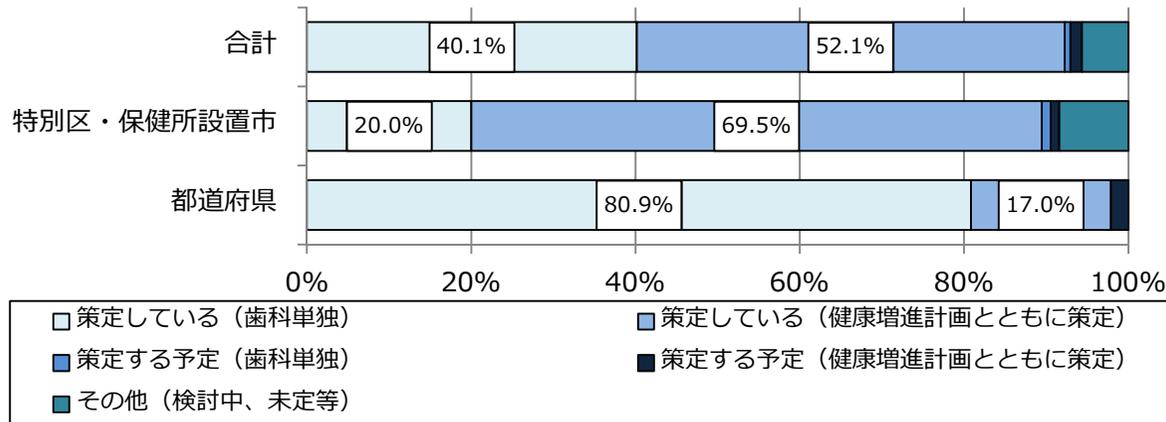
沖縄県



歯科口腔保健に関する基本的事項の策定状況

○歯科口腔保健の基本的事項の策定状況

	都道府県	保健所設置市・特別区
策定している（歯科単独）	38	19
策定している（健康増進計画とともに策定）	8	66
策定する予定（歯科単独）	0	1
策定する予定（健康増進計画とともに策定）	1	1
その他（検討中、未定等）	0	8



凡例 (実数)

■ : 歯科単独で設定 (38)

■ : 健康増進計画等内に設定 (8)

沖縄県

